

第1編 沿革

第1章 創立の背景と経緯

第1節 創立前期の農業事情

1. 中世までの阿波の農業

阿波の国は、由来粟の国とも称せられ農業に深い縁故をもつ国柄である。上古、忌部氏の一族が農耕の業を住民に伝え、田を耕し稲や粟を栽培していたことは、県内各河川の流域に残る遺跡や古墳がこれを物語っている。

ちなみに、旧農業試験場裏（徳島市名東町）に弥生前期の遺跡があり、現農業試験場（名西郡石井町石井）の敷地内に弥生中期の清成遺跡がある。このように農耕民族の生活跡地に農業の研究施設が設置されたことに不思議な因縁を感じるのである。



清成遺跡から出土した土器（徳島県博物館蔵）

大化の改新政治によって、これまで南方にあった「長国」と北方の「粟国」が合一されて一国となり後に「阿波」と書くようになったが、吉野川流域を「北方」と呼び那賀郡を中心にした地域を「南方」といい、両地方の地域的相違（気候、耕地形成、土地利用、住民性格など）をいまに伝えている。

阿波の国は、歴代天皇の大嘗祭に穀、麻で作った鹿服を貢進したとあり、扇状地の多い吉野川流域は畑作が主であり、桑園が開かれ養蚕の業にも特色があったと想像される。その後、奈良、平安の時代には、各種の農業生産が進んでいたことがわかるが、それにしても自然に依存する度合の強い農業であっただけに、度重なる旱魃や洪水そして病虫害の被害にあってどれだけ苦しんだことであろうか。歴代の国司は農作物の収穫を安定させるために、池を掘り水を貯え灌漑用水を確保し、堤防を構築して洪水を防ぐなどの努力の跡が各地にみられるのである。

鎌倉時代末期から、地頭が深く根をおろし、地方を支配するようになり、一方では地主層が成長して新興領主が登場してくる。下級武士の中には、生活苦から新しい土地をもとめて開墾につとめ生活の場を広げていき、その土地に自分の名をつける者もでてきた。これが「名」（今日の村）である。とくに応仁の乱から関ヶ原時代にいたる戦国時代には、大名・小名が割拠して闘争をくり返し、勝利を得るために国力の充実に力を入れ、農民支配と経済力の開発に力を注いだ。稲の取り入れ後の裏作に麦を作る二毛作が一般化したのもこの頃であるといわれ、牛や馬を耕作に利用することも行われるようになり農業は著しく進歩した。天文10年（1541）の頃、上方から青屋太郎右衛門が阿波へきて、時の領主三好長治に接近し藍染めを伝えたといい、これが阿波藍の発祥とされている。

2. 藩政時代の農業

蜂須賀家政は天正13年（1585）に阿波守として、17万5750石を与えられ入国した。その後30年間は

特異な政策をとることなく、新参の封建領主として戦乱に明け暮れたため、戦費調達のための年貢徴収を指令している。元和元年（1615）にはその子、至鎮に淡路一国が加増され25万7000石の阿波藩が成立したのである。

その後、蜂須賀氏は、慶長17年（1612）頃から産業の振興に力を注ぎ始め、農業資金の融資や用水補修、新規開田などを推進した。また、特産物の保護奨励にも意をそそぎ、里分には藍作を、臨海地域には製塩、山分には木材とタバコ栽培をと、それぞれの土地に適した産業指導を行い藩の財政を豊かにしている。なかでも藍作の奨励と、製塩技術の向上につとめたため、藩の財源を大きくうるおすことができた。

(1) 阿波藍

明暦・万治期（1655～1661）には数百町歩の作付面積であったが、全国的な経済商品として飛躍的に発展を遂げるのは18世紀以降のことである。即ち元文5年（1740）になると吉野川中下流から美馬・三好の両郡にまでも及び3,000町歩、寛政12年（1800）には6,500町歩、安政元年（1854）には6,900町歩にまで達した。正保2年（1645）には阿波一国で18万7000石、元禄10年（1697）には19万4000石と約半世紀の間に7,000石の増収を示すようになり、阿波藩の表高は25万7000石であったが実際的には45万石の財源をもつといわれたのも、このように藍作による収益が大きかったからである。

ところで、阿波藍として名声を高めたのは、藩主家政が、阿波に入部した折、前領地播磨龍野5万石時代から着目していた飾磨周辺の葉藍を阿波にもたらし、呉島（現麻植郡鴨島町）に移植したというのが通説であった。しかし近年の資料から蜂須賀入国以前に藍作が行われていたことは確実である。15世紀中期において吉野川流域が西日本に冠たる藍生産地として藍作が相当広汎に行われ、県外移出されていたという史実からも明らかであるとされている。さらに運上銀の徴収、藍玉の枝売り乱売の取締りを強化したため、宝暦6年（1756）の秋には、藍に対する政策への抵抗が、「藍玉一揆」となって勃発し何人かの犠牲者を出した。葉藍の栽培と藍玉の製造は「北方」農民を

貨幣経済の中におき、土地利用や農家の構え、住民の性格にまで影響をおよぼし、水田耕作を中心とした「南方」とは顕著な差異をもたらすにいたった。当時の葉藍の収入は、40貫あたり312匁にに対し支出は肥料代100匁、諸雑費40匁、貢租37匁8分、計177匁8分となり、剰余は134匁2分で比較的有利な条件となるが、この中から藍作税として葉藍収穫高の4分、すなわち124匁8分を徴収されるから実質、9匁4分の余剰高に激減することになり、藍作農民は苦しい経営を強いられていることがうかがわれるのである。

(2) 葉タバコの栽培

葉タバコの栽培も藩政期以来の重要な特産物であり、畑地農業地帯の吉野川上流山地の農業経済を支えてきた作物である。阿波における葉タバコの栽培は、慶長17年（1612）廻国修験者の築後坊が三好郡山城町大野にその種子をもたらせたのが始まりと伝えられている。しかしそれより50年以前、当時の領主三好家から、タバコの種子を美馬郡貞光町東端山名の農家に授け、切替畑に播かせたのが最初であるなどの説も残されている。葉タバコは、池田・辻・貞光などに集荷され、刻み屋の手によっていわゆる「阿波刻み煙草」に製造され江戸、大阪はもちろん、中国、九州にまで販売され、火付のよいことから遠くは北海道・東北の漁民にまで歓迎されたという。

品種は文化・文政（1804～1830）のころ、お夏なる女性がよいタバコ種を作って「お夏煙草」の名を残した。また、「宮前煙草」「長順煙草」を選抜したり導入して普及させて、以来今日に至るまで山間地域農業の主幹作物として重要な位置を占めていた。

(3) 新田の開発・特産品の成立

吉野川は、洪水のたびに沃土を運んで藍作の安定に大きな貢献をし、灌漑、交通運輸などにはかり知れない恩恵をもたらしたが、毎年のようにくりかえされる洪水の被害も甚大で阿波藩の悩みの種であった。このため堤防を築き、川の沿岸各地に竹藪を作って被害を少なくしようとした跡が今に残っている。細川・三好時代から吉野川および那賀川下流沿岸地域を中心にして新田開発が始ま

第1章 創立の背景と経緯

り蜂須賀入国後も引続き行われた。さらに藩政後期には、吉野川下流域の川内、大津、松茂地帯の大規模新田開発が進められ、阿波国の水田面積は大巾に拡大された。特産品としては、砂糖(阿波三盆)の製造とミカンの栽培がある。砂糖は板野郡引野附近を中心に板野、阿波両郡の山麓複合扇状地に九州の日向から製糖技術を導入し、のちに白砂糖の製造に成功し、いまにこれが「阿波三盆」として受け継がれている。温州ミカンは勝浦郡勝浦町坂本に寛政年間(1789~1802)に導入され、さらに文政11年(1828)に紀州から苗木を移入して栽培が始められ、その後勝浦川中下流から那賀川下流の山間傾斜地に波及し、現在の温州ミカンの特産地形成の基礎となった。

(4) 早生稲「権八」の選出

現、阿南市上中町中原の篤農家中西小十郎氏(1814~1891)は慶応3年(1867)に「権八早生」という稲の新品種を創出している。当時の模様を中野島村史の「阿波名勝案内」につぎのごとく述べている。

「前略—如何にしても良種を得んものと、自作の稲田より優秀なる一株を選びて栽培し、更に其の中より一種を抜き区を画して栽培せしに在来種に比し一段の優秀なるものを穫たり。斯くすること実に5年、漸く良種と認むるを得広くこれを希望者に頒つ。世人これ呼んで小十郎種と称す。小十郎住宅の南方に小丘あり権現を祀れり、東方八幡祠あり、良種を得たる田は其の中間にあり、小十郎乃ち思へらく、是日頃尊信する両神社の加護に由るものなりと、権現、八幡の各頭文字を取り、権八米と命名したるは慶応年間の事なりけり—後略」とある。

この権八早生は10月上旬(10月8日頃成熟期)に収穫されるので作柄が安定している上に稈が細くねばりがありかつ、節の位置が低いので、わら工品生産の経糸用として賞用された。農事試験場においてはこの「権八」の純系分離を行い、「王子権八」、「坊主権八」、「権八82号」等の優良系統を選出し、明治中期~末期にかけて県の主要品種として一般に広く奨励している。

(5) 農業史料

- ① 砂川野水：享保8年(1723)農術鑑正記上・下、日本農書全集第10巻
 - ② 著者不詳・年代不詳 阿州北方農業全集、日本農書全集第10巻
 - ③ 著者不詳 寛政元年(1789)藍作始終略書、日本農書全集、第30巻
- などがある。何れも作物栽培方法の概要を記述したもので、藩政時代の農業技術をかいま見ることができ興味深い。

3. 明治前期

(1) 徳島県の沿革

明治維新後、徳島県はあるときは淡路島と、あるときは讃岐国と、あるときは土佐国と合併したり離散をくりかえし、明治13年3月2日にしてようやく阿波国10郡を管轄するようになり、徳島県として独立した。徳島県管轄沿革の年表を記すればつぎのとおりである。

- ① 明治2年6月……松平阿波守封土版籍ヲ奉還シ徳島藩トナル(藩主ヲ以テ知事トナス)
- ② 明治4年7月14日……徳島藩ヲ廢シ徳島縣ヲ置カレ阿波國一圓10郡及淡路國2郡(津名郡42カ村ヲ除ク)ヲ管轄ス此菑石高24万1000石餘
- ③ 明治4年11月15日……徳島縣ヲ名東縣ト改称シ阿淡両國一圓12郡ヲ管轄ス此菑石高25万6000石餘ナリ
- ④ 明治6年2月22日……香川縣廢セラレ讃岐國一圓12郡ヲ名東縣ノ管轄ニ併属ス
- ⑤ 明治8年9月5日……香川縣再置シ讃岐國一圓12郡ヲ割キテ同縣ノ管轄トセラル
- ⑥ 明治9年8月21日……名東縣ヲ廢シ阿波國一圓10郡ハ高知縣ヘ淡路國一圓2郡ハ兵庫縣ヘ合併セラル
- ⑦ 明治10年6月……高知縣徳島支庁ヲ徳島ニ置キ阿波國一圓10郡ヲ支配ス
- ⑧ 明治11年12月25日……該支庁ヲ廢シ更ニ出張所ヲ置ク
- ⑨ 明治13年3月2日……再タヒ徳島縣ヲ置カレ阿波國一圓10郡ヲ管轄ス

(2) 農業の情勢

明治初年当時の名東県(阿波、淡路、讃岐)で

は、農林水産物額が全生産額の75.9%であり全国平均70%を上廻っている。そのうち米・麦・雑穀が、全生産額の52%を占めている。なかでも阿波が圧倒的に優位を保ったのは、染料類（葉藍）とタバコである。このようにみえてくると、明治初年頃の徳島県の農業は藍作を中心とした商業的農業の性格を保持する一方で、米と麦の主穀農業に依存していたといえることができる。

(3) 農業研究への取組み

明治16年（1883）にはすでに県内に勸業試験場と農業試験場が設置されていた。勸業試験場は、県庁勸業課所属の試験場で中央政府から交付される西洋新品種や新しい農具を使って試験するものであった。作物はキャベツ、メロン、ブドウ、米

国ソラマメなどであり、明治15年には103種、同16年には93種の栽培調査を行い、一部有志に配布して試作などが行われたが殆んどが不成功で、わずかにジャガイモが成功したにとどまった。農業試験場は郡、町、村立のものが県下各地にあり、農談会の実験圃の性格をもち、新しい作物の実証展示を行ったものと考えられている。

この時代の農業書としては明治23年2月編「阿波国藍業略誌・付山藍作」がある。本書は、徳島県属椎野幸資氏の主筆からなるもので、これに小幡健吉氏（明治29年四国支場）が調査した山藍に関する成績を抜萃追加したものである。内容は、現実に即して葉藍の栽培法、葉藍玉の製造法、売買取引、藍大市を記述したもので阿波国藍業資料として貴重なものである。

第2節 前身機関（徳島支場・四国支場）の発足

1. 徳島支場・四国支場の沿革

明治政府は西洋から輸入した穀類、蔬菜、果実等を栽培し外国農具の試用を開始したのが明治4年（1871）である。その後、勸業試験場や重要穀菜試験地を設置し、内外穀菜種苗の収穫と試栽範示・種苗の交換・農具の試作・肥料試験などを行い、平易でかつ直接農家の模範となる事項を明らかにし、巡回講話の題材に供した。

明治19年農務局仮試験場農事部が設置され、農業技術に関する各種試験が組織的に行われ始めた。そうして、明治26年（1893）に農務局仮試験場は農事試験場本場となり、新しく6支場が各地に設置され、ここに国営の農事試験研究機関が発足したのである。

当時の農事試験場の考え方は、老農の実験と学者の研究をもって農法改進の途を講ずることとし、農事試験を3つの段階に区分する考え方をもっていた。すなわち、①研究的段階、②応用的段階、③模範的段階である。

しかし、農事試験場の設置当初は、応用的および模範的試験に重きをおき、研究的試験は、付随

的に行うことにし、成績の良好なるものはいち早く普及するのが至当であると考えたからである。

支場の設置については、明治25年第4議會に提出した試験場予算案および説明につぎのように述べている。「東京西ヶ原1ヶ所の試験場の試験成績を以て土地気候の異なる全国各地の農業におよぼすことは不可能である」という理由で予算案が通過し、大阪・宮城・石川・広島・徳島・熊本の6支場の設置を見るに至った。

発足当時の徳島支場（徳島県名東郡加茂名村）における職員は、場長・青山元、技師・町田咲吉、技師・吉川祐輝の3名であり区域は徳島県、香川県、愛媛県、高知県と定められた。

明治29年6月に農商務省告示第12号によって、支場のすべてが改称され、大阪支場は畿内支場に、広島支場は山陽支場、徳島支場は四国支場に、石川支場は北陸支場に、宮城支場は東奥支場、熊本支場は九州支場となり、さらに東海、陸羽、山陰の3支場が増設され、全国に計9支場が設置された。

徳島支場・四国支場の歴代場長とその任期はつぎのとおりである。

青山 元

明治26年6月7日～28年9月27日

伊地知 徳之助

明治28年9月30日～30年11月26日

山中 寿 弥

明治30年11月26日～34年5月21日

今 関 常次郎

明治34年5月25日～36年4月1日



徳島支場の三種の神器(左から吐月峰, 鉢, 鐘)

明治36年、官制改革のため整理によって支場の廃止が打ち出され、山陰、山陽、四国、東海、北陸、東奥の6支場を廃止し、農事試験場は本場と畿内、九州、陸羽の3支場となった。廃場は府県農事試験場の整備にあて、応用的および模範的試験を分担することとなり、かくして徳島県に設置された農商務省農事試験場四国支場は、設立後10年を経過した明治36年3月31日で廃止されることとなった。

2. 徳島支場・四国支場の業績

設立当初は、もっぱら実際栽培の改善を目的とした応用試験や模範試作が行われ、直接農家に農事改良の資料を提供した。水稻では在来品種の収集と特性調査が始められ、栽培法では選種、採種法、播種期、播種量、移植期、移植密度、栽植などの試験が行われている。以下陸稲、蓼藍、アワ、大豆、裸麦、小麦、大麦、ナタネ、ゲンゲ、果樹類などについての品種、栽培法、作況考照、肥料試験などを行っている。これらの成果は第一報とし農事試験成績(明治27年12月)にあるが本

書の緒言にいわく

「明治26年4月勅令ヲ以テ農事試験場官制ヲ定メ次テ其支場ヲ全国6カ所ニ置カル當場ハ即チ其一ニシテ位置ヲ徳島縣名東郡加茂名村大字東名東ニ占メ管轄区域ヲ四國一圓トナス、用ユル所ノ圃場元ト多數耕作者ニ屬セシヲ以テ作物及施肥亦自ラ異リ從テ地力ニ甚クシキ差異アリシカ故ニ當初ハ凡テ肥料ヲ施サスシテ田ニハ稲ヲ、畑ニハ大豆ヲ栽ヘ以テ地力ノ均一ヲ図レリ、11月始メテ試験ニ着手シ主ヲ四國ニ於テ重要ナル冬作物即チ麥類及油菜ニ就テ試験ヲ行ヒ12月ヨリ傍ラ藍作ノ試験ニ着手セリ—後略」

以下年度ごとの試験成績が報告され、明治34年度から農事試験場報告と改称され、課題別に成果が記されている。四国支場に関係あると思われる成果は、直井市輔(1901): 藍苗の成長期ト所含藍青定量ノ関係、伊東一二(1902): 蓼藍種子採種ノ収量及品質ニ及ボス影響、今関常次郎(1904): 蓼藍肥料試験、などがある。また、農事試験場特別報告第2号に吉川祐輝(1898): 阿波国藍作法、同3号には町田咲吉(1898): 蓼藍及其製品ニ関スル研究成績、同14号小幡健吉(1901): 徳島県下ニ発生セル三化螟虫駆除予防ニ関スル報告、がある。また、農事試験場要報第2号(1899)には、藍作ニ於ケル大豆粕肥料の効益が報告されている。これらの成果は着実に実をむすび始め、特に水稻関係では種籾の塩水選、短冊苗代、正条植などの簡易で有効な技術が盛んに奨励され、技術改善に大きく貢献した。これらの試験で得られた成果は徳島県農事試験場に引継がれ「農家必携・試験成績便覧」(明治37年10月)および農事試験成績報告第壹号(明治39年3月)に集大成され広く県内に配布されて農業技術の改善に大きな役割を果たした。なかでも古くからの蓼藍の実情を調査した「阿波国藍作法」と「蓼藍及其製品ニ関スル研究成績」は、一般栽培者の参考になるとともに、その後の研究にとって有益な資料となった。

附：四国支場の再建

戦後間もない昭和21年1月、香川県琴平町で農林省主催の技術滲透方策実施協議会が開かれた際、時の香川県知事、田中省吾氏により善通寺の旧師

団跡に農事試験場支場設立の要望がなされた。

農林省は同年9月開場式を行い試験圃場として旧練兵場跡に5haの耕地を求め、また、大麻山に研修農場をもつことになり、ここに43年余ぶりに農林省農事試験場四国支場が再び誕生した。その

後昭和25年4月には、中国四国農業試験場と改称なり、更に昭和27年8月には四国農業試験場として独立し、現在に至っている。現在の組織は1室4部18研究室をもつ四国地域の農業研究のセンターとしてその機能を果している。